

社会福祉法人 ひだまり

「地域密着型特別養護老人ホームわが家ひだまり」運営規程

【指定短期入所生活介護】

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ひだまり（以下「事業者」という。）が開設する、地域密着型特別養護老人ホームわが家ひだまり（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

（指定短期入所生活介護の運営の方針）

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 前4項のほか「米原市指定密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日条例第38号）」及び「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 名 称 わが家ひだまり
- （2） 所在地 滋賀県米原市本郷603-1

（利用定員）

第4条 地域密着型特別養護老人ホームわが家ひだまりの入居定員の範囲内において、入院等をした入居者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は地域密着型特別養護老人ホームわが家ひだまりに勤務する従事者の配置によるものとし、次の各号に定めるとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 1名（常勤）

生活相談員は、利用者の入退居、生活相談、援助の企画立案実施に関する業務を行う。

（3）介護職員 9名以上（常勤9名以上）

介護職員は、利用者の日常生活の介護・介助及び支援の業務を行う。

（4）看護職員 1名以上（常勤1名以上）

看護職員は、利用者の診療の補助、看護、保健衛生と医薬品、医療器具の保管に関する業務を行う。

（5）介護支援専門員 1名（常勤）

介護支援専門員は、利用者の介護支援に関する業務を行う。

（6）栄養士 1名（常勤）

栄養士は、利用者の栄養指導、健康管理と保健衛生、給食計画、調理員の指導に関する業務を行う。

（7）医師 1名（非常勤）

医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生管理指導に関する業務を行う。

（8）機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に努め、必要な訓練及び指導に関する業務を行う。

2 前項で定める者のほか、管理者が必要と認め、それを理事長が承認したときは、その他の職員及び数を超えて置くことができる。

（指定短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

（1）指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

（2）指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護等の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

朝食 450円、 昼食 700円、 夕食 650円、おやつ 100円

(2) 滞在に要する費用

1泊につき3,200円

(3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 送迎に要する費用

通常の実施地域を超えて送迎を行った場合 1kmにつき50円

(5) 理美容代 実費

(6) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第6号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の実送迎の実施地域)

第8条 通常の実送迎の実施地域は、米原市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者及びその家族は、他の利用者及び職員に対して、政治活動又は宗教活動、営利を目的とした勧誘、故意による暴力・暴言等を行ってはならないこと。なお、これらにより職員に就

業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を事業所は講じることとする。

(2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではいない。

(3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

3 事業者は、事業者の職員、実習生、ボランティア（以下「職員等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

(1) 身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員等が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

- ・包丁（刃物）を向ける
- ・首を絞める
- ・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
- ・ひっかく、つねる
- ・服を引きちぎる
- ・手を払いのける
- ・唾を吐く
- ・物を投げつける

(2) 精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

【例】

- ・無視し続け、サービス提供ができない
- ・奇声、大声を発する
- ・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
- ・職員等にいやがらせをする
- ・気に入っている職員等以外のサービスを拒否する
- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
- ・業務終了後も要望を次々と出される
- ・契約業務以上のサービスを強要する
- ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- ・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
- ・「盗人」と言い続ける

- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
- ・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

(3) セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】

- ・必要もなく手や腕を触る
- ・抱きつく
- ・ヌード写真を見せる
- ・あからさまに性的な話をする
- ・卑わいな言動を繰り返す
- ・職員等の衣服等に手を入れる

(4) その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】

- ・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
- ・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
- ・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
- ・職員等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制されている行為）
- ・特定の職員等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

（緊急時の対応）

第10条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害・感染症対策・業務継続計画）

第 11 条 非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

2 非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。

3 消防計画及び業務継続計画等について定期的に職員に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第12条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第14条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（人権擁護・虐待防止）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- ①人権の擁護・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ②人権の擁護・虐待の防止等のために必要な体制整備
- ③その他人権の擁護・虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密保持）

第16条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約の際に徴する誓約書の内容に含めるものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（地域との連携）

第17条 事業者は、事業所の運営に当たって、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を

行い、地域との交流に努めるものとする。

（職員の研修）

第18条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- （１）採用時研修 採用後１か月以内に実施
- （２）継続研修 年２回以上

２ 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

（記録の整備）

第19条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

- （１）短期入所生活介護計画
- （２）提供した具体的サービス内容等の記録
- （３）身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- （４）利用者に関する市町村への通知に係る記録
- （５）苦情の内容等に関する記録
- （６）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

２ 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から５年間保存するものとする。

附 則

- １．この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- ２．この規程は、令和3年6月1日から施行する。
- ３．この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- ４．この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- ５．この規程は、令和6年12月1日から施行する。
- ６．この規程は、令和7年10月1日から施行する。